

各位

会社名 株式会社レナウン  
 代表者 代表取締役社長 岡 康久  
 (コード番号 3606 東証第一部)  
 問合せ先 経営企画室広報担当部長  
 伊東 甲二  
 ( : 03-5496-8485)

### 定款の一部修正に関するお知らせ

当社は、平成18年4月14日に開示しました「定款変更に関するお知らせ」において、一部修正することいたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

#### 記

#### 1. 修正の趣旨及び目的

- (1) 第12条については、新株予約権原簿に関する事務委託を追加修正します。
- (2) 第27条及び第33条については、各条文見出しをより具体的な記載に修正します。
- (3) 第34条については、会社法において、決算期という用語が使用されないため修正します。

#### 2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線部は修正部分)

前回変更案	修正案
第12条(株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿、実質株主名簿及び株券喪失登録簿は株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当社においては取扱わない。	第12条(株主名簿管理人) 当社は株主名簿管理人を置く。 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により定め、これを公告する。 当社の株主名簿(実質株主名簿を含む。以下同じ。)新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成並びに備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当社においては取扱わない。
第27条(報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。	第27条(取締役の報酬等) 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。
第33条(報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	第33条(監査役の報酬等) 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。
第6章 計 算	第6章 計 算
第34条(決算期) 当社の事業年度は毎年3月1日より翌年2月末日までとし、事業年度の末日を決算期とする。	第34条(事業年度) 当社の事業年度は毎年3月1日より翌年2月末日までの1年とする。

以上